## 北海道旅客鉄道株式会社 公告第11号

◎北海道旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則の一部改正について(施行日:令和 5年3月18日)

北海道旅客鉄道株式会社戦没者遺族旅客運賃割引規則(昭和62年4月北海道旅客鉄道株式会社公告第7号)の一部を次のように改正し、令和5年3月18日から施行する。

令和5年2月8日

北海道旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 綿貫 泰之

第5条を次のとおり改める。

(割引率)

第5条 遺族に対して発売する普通乗車券の旅客運賃(旅客営業規則(昭和62年4月北海 道旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。)第66条の規定により鉄道駅 バリアフリー料金をあわせ収受した場合にあつてはその合計額)の割引率は、旅客鉄道会 社線及び連絡会社線とも5割とする。

第12条を次のとおり改める。

(乗車変更の取扱制限)

第12条 この割引による乗車券所持の旅客に対しては、旅客規則第249条第1項第3号に 規定する経路の変更(変更区間に連絡会社線が介在する場合を除く。)に限つて取り扱う。 この場合、旅行開始前に当該変更の申出があつたときは、旅客営業規則第248条の規定を 準用して取り扱う。